

【会津若松市地域福祉計画】

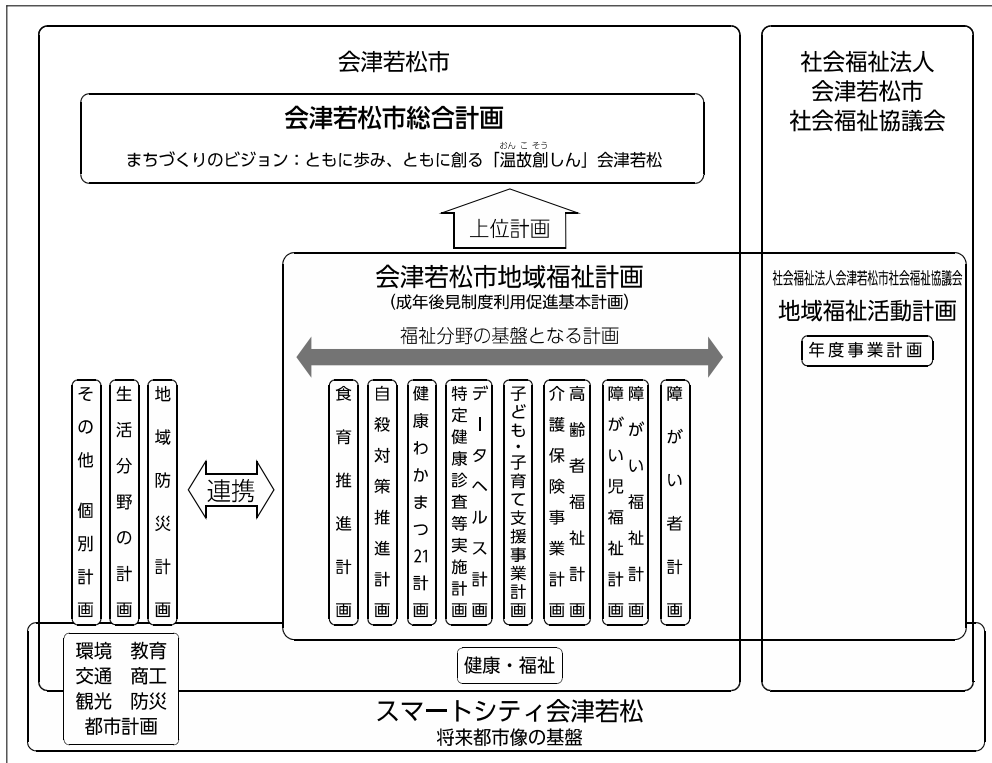
地域福祉計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的にした計画です。

また、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会が策定する、住民主体の地域福祉活動の推進を図るための地域福祉活動計画と一体的に策定しており、2つの計画の一体的な推進により、本市の地域福祉の充実を図ります。

1 計画の位置づけ

本計画は、福祉分野共通の理念と取組を定めたもので、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となり、福祉分野の上位計画として位置付けています。

また、福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的に提供する必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。



計画の位置づけ

2 基本理念

「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」

3 計画の基本的な視点

- ① 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり
- ② 地域共生社会の実現を目指す
- ③ 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する
- ④ 分野を超えた多様な主体が連携する
- ⑤ 人に寄り添った支援を行う
- ⑥ 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

4 基本目標と基本施策

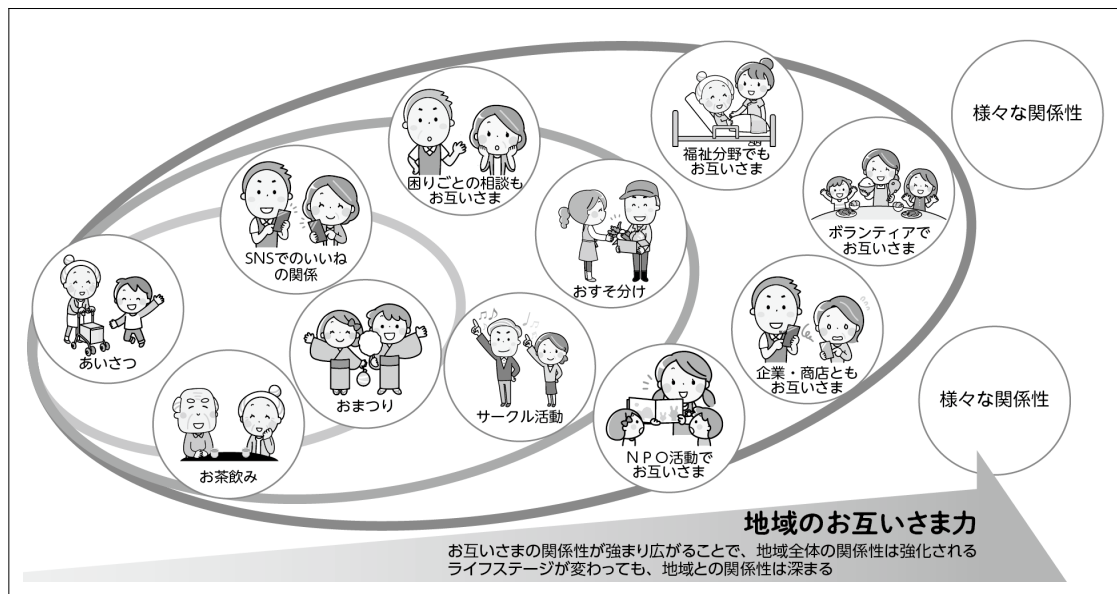
- 基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり
- 基本施策 ① 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
② 地域福祉活動の担い手の育成
③ 誰もが活躍できる場の創出
- 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり
- 基本施策 ① 地域交流の推進
② 支え合い活動の推進
③ 住民と関係機関の連携
- 基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり
- 基本施策 ① くらしを支える環境の整備
② 情報提供と相談体制の整備
③ 医療・福祉サービスの充実

5 重点的に取り組む施策

目指す姿

「お互いさまでみんなをつなぐまち」

- 重点的な取組 ① 住民参画による地域づくり
② 相談・支援体制の充実した地域づくり
③ 常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり



お互いさまでみんなをつなぐまちのイメージ

6 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

7 計画の推進

地域住民、地域、医療・福祉の専門職、行政、社会福祉協議会の地域の多様な主体間での協働や、地域の様々な資源の活用を図りながら、推進していきます。

また、地域福祉の推進にあたっては、市が必要な環境整備や公的福祉サービスの提供等を図る役割であるのに対して、地域福祉活動計画の策定主体である社会福祉協議会では、住民主体の地域福祉活動や、地域の支え合い等に向けた中核的な役割を担うことが求められており、両者の関係性は、公と民の2つの視点から相互補完しながら、地域福祉を推進するための『車の両輪』に例えられています。